

物品の購入に係る入札説明書

この入札説明書は、物品の購入及び製造請負について、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ守らねばならない事項を定めるものとする。

1 競争入札に付する事項

別記 1 のとおり

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学契約事務取扱規程（令和 3 年規程第 79 号）第 2 条及び第 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託、システム開発業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (3) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。
- (5) 申請書等の提出日時までに静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「33 理化学機械器具」又は「34 医療用機械器具」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (6) 静岡県内に事業所を有する者であること。
- (7) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

3 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を令和 8 年 8 月 20 日（木）正午まで（月曜日、日曜日、祝日及び令和 8 年 8 月 13 日（木）から 15 日（土）は除く。）に持参により提出する。なお、指定した期限までに必要な書類を提出しなかった者は、本入札に参加することはできない。
 - ア 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格を有することを証した書類の写し（県から送付された「競争入札参加資格審査結果通知書」の両面コピー）
 - イ 入札参加資格確認申請書（別紙様式第 1 号）
 - ウ 納入確約書提出された入札参加資格の確認結果は、令和 8 年 8 月 25 日（火）までに通知する。なお、入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
 - (1)の書類の提出先は別記 1 のとおりとする。

(2) その他

- ア 入札参加申込に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。
- イ 入札執行者は、提出された書類等を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出期限後における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された書類は返却しない。
- オ 提出された書類について、追加資料を求めることがある。

4 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書案等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約金の支払いは、日本国通貨に限るものとする。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式第2号による入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、別記2に記載の日時及び場所において提出しなければならない。なお、郵送、電話、ファクスその他の方法による入札は認めない。
 - ア 入札金額
 - イ 品名、数量
 - ウ 入札年月日
 - エ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
 - オ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む）
 - カ 入札参加者は、代理人に入札させるときは、別紙様式第3号による委任状を持参させなければならない。
- (4) 入札書は、封書に入れ密封し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年8月28日開札〔超低温フリーザー等研究用備品購入〕の入札書在中」と記載しなければならない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (7) 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、設置費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の経費を含めるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札公告等において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において、入札参加者又はその代理人が同等のものを供給することとして申し出たときは、入札参加者又はその代理人から提出された資料等に基づき提出資料の受領期限までに同等物品であると判断し、かつ迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。
- (9) 入札の日時及び場所は、別記2のとおり。
- (10) 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所で行う。
- (11) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又は

その代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(12) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

(13) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札をする。

(14) 開札前において、天災、地変、その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

5 入札保証金及び契約保証金 免除する。

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等にした競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (4) 供給業務名に重大な誤りがある入札書
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (6) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (8) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (9) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一の事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

7 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

8 契約書の作成

- (1) 落札者は、遅滞なく（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結するものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

9 契約条項

別添契約書（案）のとおり

10 入札参加者に求められる義務

入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者又は入札執行者から当該物品の内容について説明を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとする。なお、説明義務を履行しない者の入札書は入札の対象としない。

11 その他の必要な事項

- (1) 仕様及び入札に関する質疑、確認等の照会は任意の様式により、令和8年8月18日（火）午後5時（日曜日、月曜日、祝日及び令和8年8月13日（木）から15日（土）を除く。）までに、電子メールで行うこと。電子メール送信後、電話にて受信の確認を行うこと。
- (2) 上記の回答書縦覧等の期間は、令和8年8月20日（木）午後5時まで当学ホームページに掲載する。
- (3) 本件調達に関しての照会先は別記3のとおりとする。

別 記

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 調達物品名及び納入数量 | 仕様書のとおり |
| (2) 調達物品の規格、品質、性能等 | 仕様書のとおり |
| (3) 調達物品に関わる条件等 | 仕様書のとおり |
| (4) 納入期限 | 仕様書のとおり |
| (5) 納入場所 | 仕様書のとおり |
| (6) 提出資料の提出場所 | |

郵便番号	〒420-0881
所在地	静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番2号
機関名	公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学事務局教務課研究支援室
電話番号	054-295-5401
メール	kenkyu@s-sph.ac.jp

ただし、受付時間は月曜日、日曜日、祝日及び令和8年8月13日（木）から15日（土）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

2 入札の日時及び場所

日 時	令和8年8月28日（金）午後2時30分
場 所	静岡社会健康医学大学院大学本館教育棟2階 小会議室

3 本件調達に関しての照会先

郵便番号	〒420-0881
所在地	静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番2号
機関名	公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学事務局教務課研究支援室
電話番号	054-295-5401
ファックス	054-248-3520
メール	kenkyu@s-sph.ac.jp